

専門家のアドバイスを受けてみませんか

～ 東京都中小企業振興公社で実施している専門家派遣事業の利用料を補助します ～



台東区産業振興事業団では、東京都中小企業振興公社が行っている「専門家派遣事業」を利用される区内中小企業者の利用料の一部について補助を行っています。

「専門家派遣事業」とは、中小企業者が抱えるさまざまな経営課題を解決するため、年間1テーマ8回を限度に、中小企業診断士やデザイナーなど幅広い分野で公社に登録されている専門家の中から紹介、派遣するものです。

概要

対象者	区内中小企業者（台東区内に事業所・本店登記地〔法人〕があり、かつ区内に営業の本拠を有する中小企業をいいます。） ※この制度を2年連続利用した中小企業者は対象となりません。
派遣する専門家	1. 中小企業診断士 2. 税理士 3. 公認会計士 4. 社会保険労務士 5. 技術士 6. デザイナー 7. ITコーディネータ など
補助金額	・公社に支払う利用料1回あたり 5,700円 を事業団で補助します。 (派遣終了後に補助金額を確定して支払います。) ・ 1企業で年間1テーマ8回まで を限度とします。
申請枠	10社（予定）先着順
受付期間	4月2日から翌年2月末まで (3月末日までに実績報告書を提出できる方が対象です。) ※申込多数の場合、受付期間内でも申込みを締め切ることがあります。

<お問合せ・申請書（補助金請求書）提出先>

〒111-0056 東京都台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター
(公財) 台東区産業振興事業団 経営支援課 商工相談担当
☎ (03) 5829-4125 FAX (03) 5829-4127

補助金お支払いまでの流れ

① 商工相談員との事前面談【台東区産業振興事業団へ】

□会社案内等（会社概要及び所在地が分かるもの）をご持参ください。

※ 派遣に先立ち、商工相談員との事前面談を行ってください（要予約）。

② 専門家派遣の申込み【東京都中小企業振興公社へ】

◆ 「専門家派遣事業 利用申込書」に会社案内等の必要書類を添えてお申込みください。
必要な書類等は、公社に確認をしてください。

<お問合せ> 東京都中小企業振興公社 総合支援課

☎ (03) 3251-7881 FAX: (03) 3251-9372

◆ 専門家との意見調整を経て派遣決定後、公社から「専門家派遣事業に係る派遣決定通知書」と「専門家派遣事業に係る請求書」が届きます。

③ 補助金交付申請【台東区産業振興事業団へ】（窓口持参）

◆ 以下の書類を速やかに事業団に提出してください。

□補助金交付申請書（第1号様式）

□専門家派遣事業に係る派遣決定通知書（公社が発行したものの写し）

□専門家派遣事業に係る請求書（公社が発行したものの写し）

□公社へ利用料を支払ったことが確認できる銀行明細のコピー等

◆ 台東区産業振興事業団では申請内容を審査し、補助金交付の可否を決定します。
補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

補助金交付決定前に派遣を開始した分については補助の対象外になりますのでご注意ください！

～ 専門家の派遣 ⇒ 診断・アドバイスなどの実施 ～

④ 商工相談員との事后面談・実績報告書の提出【台東区産業振興事業団へ】（窓口持参）

◆ 派遣終了後、商工相談員との事后面談を行ってください（要予約）。

面談のさい、以下の書類を事業団に提出してください。

□補助事業実績報告書（第7号様式）

□公社に提出した「専門家派遣を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書」の写し

□派遣日時と支援内容等が確認できる資料（専門家派遣支援内容報告書）

⑤ 補助金交付額の確定

◆ 台東区産業振興事業団では、提出された書類を審査のうえ補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第8号様式）を送付します。

⑥ 補助金の請求【台東区産業振興事業団へ】（郵送又は窓口持参）

◆ 以下の書類を提出してください。

□補助金交付請求書（第9号様式）

⑦ 補助金のお支払い【台東区産業振興事業団より】

◆ 補助金を銀行の指定口座に振り込みます。（請求書提出から1ヶ月以内）